

令和元年度第2回宮城県がん対策推進協議会会議録

- 1 日時：令和2年2月10日（月）午後5時から午後6時まで
- 2 場所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席委員（五十音順，敬称略）
荒井 陽一，飯久保 正弘，石岡 千加史，井上 彰，川口 浩晃，
轡 基治，古関 良行，渋谷 大助，庄司 毅，菅原 よしえ，
席岩 俊明，中原 茂樹，森 弘毅，吉田 久美子

4 会議録

（司会）

本日はお忙しい中，御出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様お揃いでございますので，先にお手元の配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本日の会議資料でございますが，次第，出席者名簿，資料1，資料2，資料3，参考資料1，参考資料2，最後に，本日配布の「高等学校段階の入院生徒に対する教育保障体制整備事業について」でございます。

それでは，初めに本日の会議の成立について御報告申し上げます。

本日の会議には，16名中14名の委員に御出席をいただいております。がん対策推進協議会条例の規定に基づきまして，本日の会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

本協議会は，県の情報公開条例に基づきまして，公開とさせていただいております。本日の議事録と資料につきましても後日公開させていただきます。

傍聴の方をお願いいたします。会議中は進行の支障になるような言動の一切を禁止いたしますので，御静粛に傍聴願います。

また，委員の皆様にもお願いがございます。本日の協議会は，録音内容を自動で文章化する議事録作成支援システムの実証実験に参加しております。

御発言の際には，大変お手数をおかけしますが，挙手の上，事務局職員がお届けいたしますマイクをご使用いただきますよう，御協力よろしくをお願いいたします。

それでは，ただいまから令和元年度第2回宮城県がん対策推進協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、保健福祉部次長の高橋より御挨拶申し上げます。

(高橋次長)

宮城県保健福祉部次長の高橋でございます。

委員の皆様には、本日はお忙しいところ御出席いただきまして感謝申し上げます。

また、本県のがん対策の推進はもとより、保健医療福祉行政の推進に御尽力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

今年度は、第3期宮城県がん対策推進計画の2年目にあたり、第1回の当協議会で協議いただいた、第3期計画の推進のための事業展開に取り組んでおります。

本日は、主に、今年度事業の実施状況や、令和2年度に新たに組み込む予定の、AYA世代のがん患者支援事業について御審議いただきますようお願いいたします。

委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見をいただけますようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして本日出席しております県の職員を御紹介いたします。

先程御挨拶申し上げました、保健福祉部次長の高橋でございます。

健康推進課長の佐々木でございます。

健康政策専門監の赤間でございます。

その他の職員については、お手元の出席者名簿での紹介に代えさせていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。協議会条例に基づき、これからの進行は石岡会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

東北大学の石岡です。

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

まず議事の審議事項でございますが、イ、第3期宮城県がん対策推進計画について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

健康推進課長の佐々木です。

第3期宮城県がん対策推進計画に基づく、令和元年度のがん対策事業実績について御説明いたします。

資料1を御覧ください。表の左側は、第3期宮城県がん対策推進計画の項目で、中央はそれに対する今年度の事業計画です。こちらの事業計画は第1回会議でお示ししたものとなります。

表中、今年度新たに取り組む内容には、文頭に【新】と表記して下線を引き、前年度から内容に変更があった部分にも下線を引いております。また文末に括弧書きで所属名があるものは、健康推進課の他の所属で担当しておりますが、がん対策としての側面も合わせ持っていますので連携を図りながら取り組んでいく内容となります。

表の右側「令和元年度事業実績」を御覧ください。こちらは、事業計画に対する、今年度、現時点での事業実績です。本日は、第3期計画の全体目標に沿って御説明いたします。

なお、表中、黒丸を付け下線が引いてあるものは、後ほど、本会議の中で詳細を説明させていただきます。

全体目標の1、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実の内、(1)がんの1次予防として、みやぎ21健康プランに基づく生活習慣病対策を実施しております。内容としましては減塩やアプリ活用による歩数の増加、健康増進法の改正に伴う受動喫煙対策の強化に取り組んでおります。

今年度、新たに実施することとしていた、がん登録の活用に関する研修については、保健所において、市町村への技術支援の一環として人口動態やがん検診結果、がん登録等の情報をがん対策に活用していくための基礎的な研修会を開催しました。

(2)がんの早期発見、がん検診では、今年度も市町村がん検診担当者会議を開催し、生活習慣病検診管理指導協議会において検討いただいた市町村のがん検診の評価及び指導事項を説明し、技術的助言を行いました。また、検診結果の誤通知や検診時に身体障害者への配慮を欠く等、県内でがん検診に関する課題が生じた場合は速やかに状況把握に努め、市町村に注意喚起を行っています。

なお、従来から実施しているがん検診未受診者に対する受診勧奨に要する費用助成は、14市町村から申請を受けております。

全体目標の2、患者本位のがん医療の実現につきましては、がん医療の均てん化を基本として事業を実施しています。

現在、県内には6カ所のがん診療連携拠点病院と1カ所の地域がん診療病院があり、県では、その内、国から直接補助を受ける国立等病院を除く4病院へ補助金を交付して、がん医療の均てん化と質の確保に努めることとしています。

(5) 小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策については、AYA世代に対する支援として、主に治療と生殖機能温存、治療と就労や育児等社会参加の両立について若年患者や医療関係者からの情報収集を行い、課題を整理しました。その課題から令和2年度に新たな取組みを計画しておりますので、後ほど御説明いたします。

(7) がん登録につきましては、がん登録等の推進に関する法律に基づき、宮城県立病院機構に委託して事業を実施しております。

また、がん登録情報利用等審査部会を開催し、研究者等からの4件の申請について、がん登録情報提供の可否を審議いたしました。4件とも提供可の答申があり、1件は提供済みです。

裏面を御覧ください。

全体目標の3、尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築の内、(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進については、今年度から緩和ケア研修会が新指針に完全移行したことに伴い、研修体制等が大幅に変更となりましたが、実施病院においては大きな問題も生じずスムーズに開催できたと聞いております。新指針移行に伴う準備に御尽力くださった拠点病院の皆様に感謝申し上げます。

(2) 相談支援、情報提供等につきましては、宮城県対がん協会に委託し、宮城県がん総合支援センターの名称で、がん相談、がんピアサポーター育成研修、患者会支援を行っています。

今年度は、がんピアサポーター育成・活動の方向性をお示しし、がんピアサポーターと関係機関が足並みを揃えて体制を整備していくための基礎ができました。また、がんピアサポーター養成研修については、ワーキンググループを開催しプログラムを大幅に見直しの上、宮城県がん診療連携協議会患者相談部会、がんピアサポーターの協力をいただき開催しました。修了者は17人で、参加者からは大変好評でした。

(4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題・サバイバーシップ支援につきましては、昨年度、がん患者の就労等社会参加促進のためにがん患者に医療用ウィッグ購入費用を助成する市町村に対して補助する制度を創設したところです。助成事業を実施する市町村は、昨年度の14市町村から28市町村に増えております。

(5) ライフステージに応じたがん対策では、主に小児分野において、他の所属が実施している施策をがん対策においても活用しました。

なお、教育庁が実施しています入院生徒に対する教育保障体制整備事業については、後ほど担当課から情報提供がございます。

4、これらを支える基盤の整備では、人材育成の一環として今年度新たに実施することとしていた養成研修を公益社団法人宮城県医師会に委託し、医療従事者に最新のがん医療の知識を提供するための研修を開催しております。テーマは2つございまして、一つ目はがんゲノム医療に関して医師等に最新の知識を提供すること、こちらは東北大学病院が中心になって進めていただいております。二つ目は、地域のかかりつけ医やコメディカルを含めた医療従事者に向けて、がんの最新治療や多職種によるがん患者の包括的支援に関する研修を行います。研修実施状況については、この後、詳細を御説明いたします。

以上、令和元年度のがん対策事業実績について御説明しました。

(石岡会長)

ただいまの説明に対しまして、委員の先生方から御質問・御討議、よろしく願いいたします。

第3期の2年目ということで、今日の焦点は、当初の事業計画の進捗状況がどうかということと、新規で開始した事業の実施状況ということに焦点があると思いますが、委員の皆様から御意見はございますか。

特に御意見がございませんので、この進捗状況は委員の皆様にご確認いただいたということにさせていただきます。

それでは協議事項の2番目の口、令和2年度宮城県がん対策事業について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

令和2年度宮城県がん対策事業について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

県では、令和2年度の新規事業といたしまして、AYA世代のがん患者に対する、生殖機能温存治療費助成制度の創設を予定しております。

今年度、AYA世代のがん患者に対する支援について課題を整理した結果、AYA世代のがん患者は、がんの診断から治療までの期間が非常に短いため、生殖機能温存についての情報収集が難しく、意思決定や温存治療まで至っていないケースがあるということが分かりました。

そこで、「制度目的」にあるとおり、AYA世代のがん患者が、治療

後に自らの判断で妊娠・出産を選択できるための体制を整備することで、治療後の生活に希望を持ってがん治療に臨み、将来の生活の質を担保することを目指して、がん治療開始前に意思決定を支援するためのカウンセリング費と、卵子や精子等を採取・凍結保存する生殖機能温存治療費を助成する制度が必要と考えたところです。

「助成制度の基本的な考え方」として、がんと診断されたAYA世代のがん患者の精神的、経済的負担を少しでも軽減することを目的としているため、がん治療と生殖機能温存治療で二重の経済的負担が生じることから、所得制限は設けません。

「医療費助成の内容」としましては、卵子・精子・受精卵・卵巣組織の採取及び初年度の凍結保存に関する費用の一部を助成します。併せて、生殖機能温存治療に対する意思決定のためのカウンセリング費用も一部助成したいと考えております。

また、医療費助成と合わせて、円滑な情報提供及び生殖機能温存治療の提供体制を整備するため、がん医療従事者と生殖医療従事者のネットワーク形成や、従事者の人材育成と質の確保のための研修なども行う予定です。

制度創設が決定し、助成内容や手続き等の詳細が、決まりましたら、対象となる患者さんや関係者の皆様に情報が行き届くよう周知したいと思っております。

利用される方にとって、より良い制度となりますよう、当事者、関係者の皆様から御意見をいただきながら、事業を組み立てて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(石岡会長)

生殖機能温存治療費の助成という新しい取り組みです。この件につきまして、私から質問ですが、宮城県のこの取り組みと同様の取り組みは、すでに他の都道府県で行われているのでしょうか。

(事務局)

すでに、他にも取り組んでいる都道府県がございます。

(石岡会長)

ありがとうございます。

もう一つ、財源ですが、この補助金の額というのはどういうふうになっているのでしょうか。

(事務局)

補助金の構成につきましては、現在、県議会に予算案を提出しているところではございますが、生殖機能温存治療費の助成は、補助上限を男性3万円、女性は20万円としており、補助率は1/2となっております。

また、財源につきましては、助成費部分は全額一般財源で賄い、人材育成部分については、2分の1を国庫で、残りの2分の1を一般財源で賄う予定としております。

(石岡会長)

どうもありがとうございます。

荒井委員お願いします。

(荒井委員)

県立病院機構の荒井です。

生殖機能温存に関しては、最近ガイドラインが出たところで、非常にタイムリーで素晴らしい制度だと思います。

卵子・精子の凍結保存は、民間も含めて多くの施設が実施しているのですが、この制度では、患者さんに対して1回保存したら一律3万とか5万といった助成を行うことを想定しているのですか。凍結保存すると5年から10年程度保存することとなりますが、どこまでを助成する制度なのでしょうか。

(事務局)

治療費助成は、卵子・精子等の採取に係る費用と凍結保存に係る初年度分の保存費用を対象と考えております。

(荒井委員)

凍結保存すると毎年経費が発生しますが、その部分の対象外とのことですか。

(事務局)

2年度目以降の保存費用につきましては、補助の対象としない予定です。

(荒井委員)

公的な病院と、民間病院とで治療費用に差があると思われませんが、一律の金額を助成することとなるのですか。

(高橋次長)

凍結保存に関して、県内は、現時点では民間の施設が実施しております。それらの施設で凍結保存に要した費用の1/2、例えば女性が30万円かかった場合、その半額の15万円を助成することとしており、助成額の上限を20万円としております。

(荒井委員)

定額ではなく、かかった費用の1/2とのことですか。

(高橋次長)

上限額の範囲内であれば、1/2を助成することとしております。

(石岡会長)

ありがとうございます。

それでは、この協議事項の口、令和2年度宮城県がん対策事業につきましても、本協議会において共通認識として確認したということにいたします。

協議事項は以上でございますが、何か追加で質問等ございませんでしょうか。

荒井委員どうぞ。

(荒井委員)

資料1の裏面4(1)がん研究について空欄となっておりますが、県としては関与しないとのことでしょうか。

(高橋次長)

県として研究をする立場に無く、がんセンター或いは大学での研究をサポートするという形のため、特に県が行う事業としては掲載しておりませんでした。

(荒井委員)

実際には、県立がんセンターの研究も、県の事業の一つであるため、

この事業が空欄であるのは、適切ではないと考えます。

(高橋次長)

今後、がん診療連携拠点病院への補助事業に含めて記載できるように検討いたします。

(石岡会長)

私も、その点は気になっておりました。

他の「患者本位のがん医療の実現」に関しましては、県が、がん診療連携拠点病院等に補助金を出しているという書きぶりになっております。

一方、このがん研究に関しましても、実際は長年、宮城県は、がん研究に力を入れていますので、この項目に事業の実績を書き込むことができると思いますので、御検討いただきたいと思います。

私から、いくつか質問があります。

まず、宮城県には、市町村はいくつあるのでしょうか。

(事務局)

35市町村でございます。

(石岡会長)

ありがとうございます。

そうすると、ウィッグの助成への補助を申請した28市町村というのは、35分の28ということで、それ以外の市町村のがん患者は、助成を受けられない状況にあります。

補助を申請した市町村は、平成30年が14、令和元年が28と、2倍に増えているので、次年度も県側から残りの7市町村に助成制度の新設を促すことができるのでしょうか。

(事務局)

残りの7市町村の内、今年度は間に合わず、次年度から制度創設を検討しているという市町村もございます。それ以外の市町につきましても、市町村担当者会議などの場を利用して、県から働きかけていきたいと考えます。

(石岡会長)

ありがとうございます。

患者の立場から考えると、是非、促していただくと大変ありがたいと思います。

他に協議事項に関しまして質問はございますか。

特になければ以上をもちまして、協議事項は終了させていただきます。

続きまして議事の(2)報告事項に移ります。がん対策に関わる医療従事者養成事業について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3を御覧ください。

今年度から実施しているがん対策に係る医療従事者養成事業では、地域の医師やコメディカル等のスタッフに、最新の知識や技術を習得していただき、県内のがん医療の均てん化を図ることを目的に、宮城県医師会と東北大学に御協力をいただき、最新のがん医療やがんゲノム医療の情報を提供する研修を開催しています。

第1回の当協議会では、石岡会長よりがんゲノム医療の従事者養成研修について、話題提供をいただきました。

今回は、宮城県医師会で実施いただいている、地域の医師やコメディカル等のスタッフ向け研修及び医師向けの専門講習会について、事務局から御報告いたします。

地域の医師やコメディカル等のスタッフ向け研修は、資料3のとおり、3月に県内4会場で開催します。

内容は、がんとの共生を主なテーマとして、がん診療連携拠点病院の医師や看護師等から、最新のがん医療について講義いただく予定です。研修の対象は、全ての医療従事者としており、職種にかかわらず、がん医療に携わる方々に広く御参加いただきたいと考えております。

現在、宮城県医師会で開催に向けた準備をしており、今週中には、この資料を各郡市医師会及び歯科医師会、薬剤師会、保健所等に配布して申し込みを受け付ける予定です。

また、医師向けの専門講習会については、2月5日に宮城県医師会において1回目の講習会を開催しました。こちらは、当協議会の吉田久美子委員から講義いただいております。次回は2月26日に開催する予定です。

がん対策に係る医療従事者養成事業についての御報告は以上です。

(石岡会長)

ただいまの報告事項に関して、御質問等はありませんでしょうか。
本日は、医師会の橋本委員が御欠席ですが、申し込み状況等について、いかがでしょうか。

(事務局)

まだ、受け付け前でございます。今週中には、資料3のチラシを配布して申し込みを開始する予定です。

(石岡会長)

ありがとうございます。

当事業について補足ですが、がんゲノム医療従事者の研修会につきましては、おかげさまで4回を無事に終了いたしました。

主に県内から合計288名の医療従事者から御参加いただきましたことを報告いたします。

それでは、この報告事項に関しまして審議を終了いたします。

続きまして、その他として、委員の皆様から御発言があれば挙手をお願いいたします。

吉田委員、お願いします。

(吉田委員)

先ほど、資料1で御報告されました長期入院生徒の学習支援については、どこかで御報告されるのでしょうか。

(石岡会長)

事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

第1回の当協議会において、がん等の疾病による長期入院生徒の学習支援につきまして、呉委員から支援体制の改善を求める御意見を頂戴しました。

今年度、教育庁において入院生徒の教育保障体制の在り方について検討が行われましたので、担当課から御報告いたします。

(高校教育課)

高校教育課の千葉と申します。

お手元にお配りしております資料「高等学校段階の入院生徒に対する教育保障体制整備事業について」を御覧ください。

まず、これまでの取り組みとして、今年度当初に県立高校を対象といたしまして実態調査を行いました。

各学校の方からは、(1)の課題として、大きく4点が挙げられました。

これらの課題を解消するために、どのような方法で入院生徒への教育支援を行うことができるかということでの調査研究を進めているところでございます。

具体的な内容といたしまして、まず、2の調査研究の実施として先進的な取り組みを行っている他県の学校について、何県か調査し、その内容を庁内の検討会議で検討しました。

さらに、調査研究協力者会議において、委員の皆様と議論をさせていただくということで進めております。

これまで2回、協力者会議を開催しており、入院中の生徒が、学校や友人と繋がっていること、そういったことが実感できるということが大切であるとか、学校、病院など様々な方の意向を調整する役目を持つ機関の設置が重要であるといった、多様な観点からの御意見をいただいております。

また、(2)の口のとおり、2月4日に教育保障セミナーを開催いたしました。

当日は、県内の県立高校、特別支援学校等の学校関係者や病院、大学の関係者など140名を超える方に参加いただきました。

内容は、WEB会議システムによる遠隔地からの講話や、会場でタブレット端末を使った講義を行い、充実したセミナーを行うことができ、入院生徒の教育補償について理解を深めることができたのではないかと考えております。

次に、今後のスケジュールといたしましては、本県での入院生徒への教育補償の方向性の取りまとめとして、2月21日に開催する第3回目の調査研究協力者会議におきまして、とりまとめ案を御審議いただき、それに調整を加えて、年度内に方向性をまとめた上で、関係機関に周知したいと考えております。

来年に向けた取り組みの方向性としては、(2)のとおりICT機器を活用した遠隔地教育を中心とした教育支援の実施及び医療機関と教育機関とを調整するコーディネーターの配置といった方向で調整をし

ています。

こうした取り組みを通じて、入院生徒の教育支援が円滑に進められるよう、引き続き体制の整備を行って参ります。

以上、今年度取り組んだ事業の説明と、来年度に向けた方向性を御報告させていただきます。

(石岡会長)

ありがとうございました。

教育保障体制整備事業ということでございますが、御質問はございませんでしょうか。

荒井委員どうぞ。

(荒井委員)

本当に必要な取り組みだと思えます。

後学のために、この先進的自治体とは、具体的にどこが一番進んでいるのでしょうか。それと一点、この事業はどのくらいの予算でやっているのでしょうか。

(高校教育課)

まず、先進自治体の方の調査でございますが、今年度、4箇所を調査して参りました。

どの自治体が進んでいるかは比較できませんが、伺ったところでは、京都市の東洋総合支援学校においては遠隔地教育を実施していることと、連携コーディネーターとして、医療機関と学校機関を結ぶコーディネーターの方、専任の方を配置しておりまして、そのコーディネーターが生徒・保護者・学校それから医療機関といったところの意向を伺いながら繋がりを持たせている状況でした。

今回のセミナーにおきましても、京都市のコーディネーターの方に、遠隔地から講話をいただきまして、実践事例を発表していただきました。

その他に調査したのは、青森県の浪岡養護学校及び埼玉県立けやき特別支援学校です。

青森県では、病院に接する支援学校でのベッドサイドでの授業であったり、けやき特別支援学校では、非常勤講師による学習支援を行っていたりと、いずれも手厚い教育支援が行われておりました。

また、予算の方については、手元に詳しい金額を記載した資料を持っ

ておりませんが、これは文部科学省からの調査委託の支援を受けておりまして、財源といたしましては文部科学省が全額、負担していただいております。

(石岡会長)

ありがとうございます。荒井委員よろしいでしょうか。

他にこの件に関しまして御質問ございますか。

吉田委員、どうぞ。

(吉田委員)

2月4日のセミナーに参加させていただいたのですが、その中で、例えば、今御紹介にあった、ベッドサイドに教師が訪問して教育するといった方法などが紹介されたのですが、宮城県としては、ICTを活用して進めていくということで、例えば、家庭訪問だとかなどは、今のところは考えてないのでしょうか。

(高校教育課)

基本的にはIT、ICTの機器の活用ということを考えておりますが、主治医の先生や、生徒本人、それから保護者の方と相談しますと、必ずしも遠隔による教育だけではなくて、実際訪問してもらいたいという希望があるなど、様々なケースがありますので、生徒・保護者の意向をお伺いしながら、個々にあった指導を行っていきたいと考えています。

(吉田委員)

第1回の当協議会で呉委員がおっしゃっていた、東北大学医学部の学生による、子供たちへの学習支援が、単位にもならないという件については、この検討の中には入っていないのでしょうか。

(高校教育課)

単位につきましては、文部科学省でも、卒業認定単位74単位のうち、32単位程度の上限を設定しておりますので、そういったところも考慮しながら、遠隔のタブレットを使った教育と訪問を中心に、場合によっては、大学の先生方を非常勤とした扱いができるのであれば、そういったところも今後検討していきたいと考えております。

(石岡会長)

ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。
菅原委員，どうぞ。

(菅原委員)

コーディネーターの配置というのは，どこに配置されることが想定されているのか教えてください。

(高校教育課)

今のところは，まだ，はっきりとどこに配置するというところまで検討が進んでいませんが，他県の例を見ますと，例えば，京都では特別支援学校に配置をされております。

本県においては，高等学校がいいのか，特別支援学校の方がいいのか，調査研究協力者会議で委員の先生方に意見をお伺いしながら検討していきたいと考えております。

(石岡会長)

他にいかがでしょうか。
古関委員，どうぞ。

(古関委員)

遠隔教育について，確か広島県では遠隔授業によって，その病院に教員がいなくても出席扱いにしていると聞きましたが，宮城県でも，そのような制度を導入しようとしているということでしょうか。

また，その場合，文部科学省において，教員配置を不要とするような通知などが発出されているのか教えてください。

(高校教育課)

文部科学省から想定については緩和するという通知が入っておりますので，その辺も視野に入れて，今後検討していく予定にしています。

(石岡会長)

ありがとうございます。
大変すばらしい取り組みかと思えます。
この事業は高校生を対象としておりますが，小中学生に関してはもう

すでにこういう制度があるということですか。

(高校教育課)

小中学校の件は、詳しく承知しておらないところですが、小中学校の場合、病院に院内学級が整備されておりますので、そちらでカバーされていると承知しております。

(石岡会長)

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

では、その他、何か委員の皆様から、御報告、御審議、提案等が無いようですので、以上をもちまして本日の第2回宮城県がん対策推進協議会の議事を終了させていただきます。

それでは、司会進行にマイクをお返しいたします。

(司会)

石岡会長、議事進行いただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

なお、本日の内容は会議録として、委員の皆様へ送付させていただきますので、お手数をかけますが、内容の確認につきましてご協力お願いいたします。

それでは、以上をもちまして、宮城県がん対策推進協議会を終了いたします。

本日は長時間にわたりありがとうございました。